

第1編 総論

第1章 目的、町の責務、計画の位置づけ、構成等

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、町民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、町民の安全・安心が脅かされるいかなる事態においても、町民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限に尊重しながら、町民の協力を得つつ、府及び関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町民の安全・安心を確保するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

3 国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、和束町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 和束町地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「和束町地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 住民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、府、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

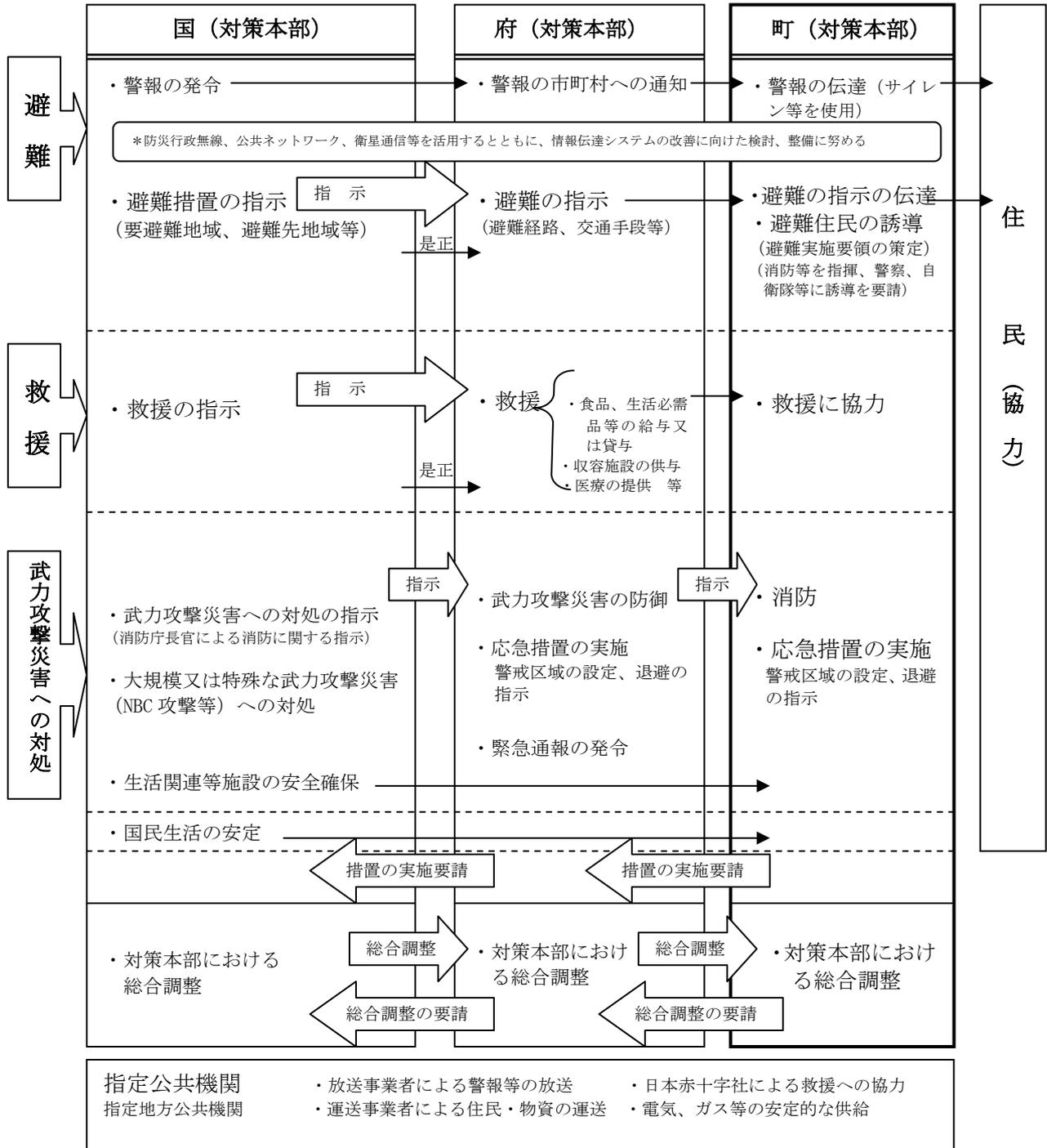
町内に居住し、又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護すべきこ

とに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関等が相互に連携

【町の事務又は業務の大綱】

1. 国民保護計画の作成
2. 国民保護協議会の設置、運営
3. 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4. 組織の整備、訓練
5. 警報の内容の通知・伝達、避難の指示の通知・伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7. 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8. 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9. 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

- 関係機関の連絡先
資料編に記載

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は、京都府の南部に位置し、京都市街地より南へ約30km、奈良市街地より北へ約15km、大阪市街地より東へ約40kmの距離にある。

町域の北は滋賀県甲賀市、京都府宇治田原町に、南は同府加茂町、笠置町、南山城村に、西は同府井手町、山城町に接し、東西約15km、南北約10km、総面積64.87km²である。

①河川

淀川水系木津川の支流にあたる和東川が町域中央を北東から南西にかけて蛇行しながら流下する。和東川には北から小合谷川、大淵川、清水谷川、小瀬川、中村川、南川等の支流河川が分布する。また、町の南端部には木津川が流れ、約2km程が町域に含まれる。

②地形

地形は概略して次のように区分できる。

ア 山地地域

町域の大半を占め、町内最高峰の鷲峰山(682m)を含む北西側の山地部は200～600mと比較的起伏量が大きく、その他は起伏量200～400mの比較的緩やかな山地である。

地形が急峻であることからほとんどが山林として利用されているが、一部茶畑にも利用されている。

イ 丘陵地域

和東川を中心として東西の山地部と河川沿いの低地部の間に起伏量の小さい(100m)非火山性の丘陵地が分布する。地形が比較的平坦であることから開発が進み、茶畑として広く利用されている。

ウ 谷底低地(扇状地性低地)

和東川に沿った地域には、氾濫によって形成された低平地が形成されている。住宅、水田、主要交通(主要地方道木津信楽線)等として利用されている。

(2) 気候

町の気候は山間地特有の性質を示す。気温は昼と夜の差が大きく、年間平均気温は15℃と温暖であり、雨量は年間1,200～1,500mm程度で、6～9月にかけて最も多く、冬季は少ない。そのほか、降霜は早ければ10月下旬より、遅くは5月中旬に至る。

(3) 人口分布

町の人口は、昭和30年には戦後のベビーブームと南山城水害の災害復旧のためピーク(7,614人)となり、その後は農山村における全国的な傾向と同様に若年層の流出が目立ち、昭和45年頃までは減少傾向を辿っていた。その後は平衡を保っていたが、平成2年以降漸減傾向にある。(平成17年国勢調査 4,998人)

特に最近では、近郊都市部への若年層の流出が著しく人口の高齢化がすすんでいる。

また、山間丘陵地であることから、中央を流れる和東川の左右に平均的に分布しているが、特に役場の所在地である中和東地域は他の地域より人口が比較的集中した状況になっている。

(4) 道路の位置等

和東川に沿って主要地方道である府道木津信楽線と役場所在地の地域である中和東をクロスするように南北に府道宇治木屋線がはしっている。

また、町内には和東川の左右それぞれに町の幹線道路である北部幹線と南部幹線をはじめそれぞれの集落内を網の目のように町道がはしっているがまだまだ未整備の状況にある。

(5) 文化財等

町内には重要文化財を始めとした多くの文化財、また史跡名勝等が存在している。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、府国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、府国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来